

はゞ如何様とも可仕候。御せきと見え候間先づ御鎖可有之候。家來共は皆のき候へとて遠ざけ、何やらん靜に被申候よし。伊兵衛も名を名乗候て、兼松又四とは御のがれなきかと被申候て、雙方相別れ候。九郎左衛門仕形を旗本にても殊の外ほめ候よし。

一、野瀬次左衛門板橋狩場にての作法

寛永年中大猷公板橋野にて猪狩の時、公は胡床に御腰被懸候。堀田加賀守へ、御先列卒の様子誰ぞ爲見可遣と上意也。則野瀬次左衛門へ被申付。次左衛門馬に乗り御先へ行見分し、扱馬よりおり御前へ被參候へば、御氣色悪しく御顔を脇様へ被爲成、次左衛門申上儀御聞届不被成、首尾にて退申候。暫ありて又、加賀守誰ぞ先の様子爲見可遣と上意也。其時次左衛門加州へ向て、我等を被遣可被下候。先刻の躰にては最早御奉公も不罷成候。重ては何とぞ仕直し見申度と云ふ。賀州尤とて又次左衛門を被遣。此度は次左衛門罷歸り、馬上ながら先の様體申上候とき、公には御快く様子御聞被成。賀州常に御申候、同、深野義隆也。

一、松雲公が禽獸毛色に就ての説

某の年郡村に狼あれ候に付、御領國中段々鐵炮にて爲打、打留候をば其大小を記し、色は灰毛色と所々より書上候を、年寄中手前にて指揃へ上之候處、松雲公被仰出候は、狼に灰毛色にて無之候はなき管の事に候。凡禽獸の類人に育せらる者は、其毛色不定。たとへば牛馬犬猫或は雞鶩家鴿等迄も、皆色々に色變り候。野獸林鳥は一色に定り候。人家に在といへども鼠鼯の類は、人の養を不得が故に又色不變候。人氣を受ると不受との異なるかと被仰候よし。愚初て公の御説を聞きぬ。故に記于此。竹田氏

此説も又一概に難申候。虎に黃黑、白有之、熊狐等にも白熊、白狐あり、然共此等は老て後變ずるか。

一、堀覺左衛門覺書九箇條

乍恐以書付申上候。

堀 覺左衛門

一、先年高岡様松任に被成御座候刻、我等兄堀半右衛門・同弟左太郎御奉公仕候處、末森御後卷の時兄弟ながら御用に相立討死仕候事。

一、私兄堀與八郎まへかど佐々陸奥守所に奉公仕候。其後關東御陣の刻、高岡様へ被召出御供仕り、八王寺御せめ被

成候刻討死仕候。其せがれ堀久右衛門被召出、殿様御代迄被召仕、大阪御陣にて是も討死仕候。跡目御立被下候儀難有奉存候。何も御存知の如く拙者兄弟八人御座候内、はや六人討死仕候。

一、先年私陸奥守所に在之刻、陸奥守末森せめ申時、我等兄堀與八郎先手仕候に付て、私一番に乘込申候處に、土肥伊豫と名乗返し申刻、彼伊豫我等討取申候。此伊豫と申仁は、末森にてはた大將に御座候。其上三箇國かくれなき覺の者にて御座候得ば、陸奥守大方ならず悦び申候。其時私十六歳にて御座候。其刻陸奥守所に在之衆、今御家中に可有之候。御尋可被成候御事。

一、其年の暮、下口より景勝働申に付て、さかひの城加勢として、兄與八郎・ます木中務此兩人遣し申候。然處に景勝せめ申に付て、ことごとく丸共とられ申候。去れども與八郎小丸をば持ため申に付、ます木小丸へつぼみ申候時、ます木馬印敵方へとられ申候。敵彼馬印指上色々わる口申に付て、とかく討死可仕と、我等とも相斷申に付而、兄堀三郎兵衛・私・ます木主従三人、以上五人ついて出候へば、ことごとく崩申候。去れ共七八人こたへ申に付て、我等ども三人は

とく崩申候。去れ共七八人こたへ申に付て、我等ども三人は彼者共と戰申内、ます木者兩人馬印取返し小丸へ引申候。我等共も引入候へば、彼戰申ものどもつき申に付て、三度まで返しせり合、小丸門に引入申候へば、てきつよくつき門の戸びら互におしあひ申候。去共門を立防がせ候へば、堀一重にことごとくつきせめ申候。其時迄は三百餘城の内候へ共、其夜の内にことごとく落ち、上下二十七人にて五日の間持候へ共、終に後卷も無之故、六日めにわだんにいたし、城相渡申候。則くろへ中島にて人じち返しあひ申候。其時のてき方一人有澤采女と申仁、今御家中に居被申候。御尋可被成事。

一、其後關東御陣の刻山崎閑齋先手仕候に付、我等其刻半人にて罷在候故、高岡様へ被召出候様にと閑齋へ頼入候へば、御陣にても御次を以て可申上候間、先づ當分我等陣所に居申様にと被申に付、其分に仕罷在申候。然處に城よりついて出、其場にて味方四五人討死仕候。其外の者共ことごとくはらはれ申候所に、我等一人残り戰候へば、てき則引入申候。其場に竹たばを付、閑齋しよりいたし候へば、